

Title	性暴力の理解と治療教育
Author(s)	藤岡, 淳子
Citation	大阪大学, 2006, 博士論文
Version Type	
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/47189">https://hdl.handle.net/11094/47189</a>
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 <a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed">〈a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed"〉</a> 大阪大学の博士論文について <a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed">〈/a〉</a> をご参照ください。

***Osaka University Knowledge Archive : OUKA***

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

氏名	藤岡淳子
博士の専攻分野の名称	博士（人間科学）
学位記番号	第 20725 号
学位授与年月日	平成 18 年 11 月 2 日
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 2 項該当
学位論文名	<b>性暴力の理解と治療教育</b>
論文審査委員	（主査） 教授 井村 修  （副査） 教授 日野林俊彦 教授 宮田 敬一

## 論文内容の要旨

### 1 目的

奈良県の女儿誘拐殺害事件を契機に、子どもの安全を守ることへの関心が高まり、性犯罪者に対して厳罰で対処するという世論が喚起され、刑務所からの性犯罪者の出所情報を警察に伝達するシステムが作られ、受刑者および保護観察対象者について、性犯罪に対する教育プログラムが導入された。

非行・犯罪行動に対する行動変化のための治療教育的介入は、さまざまな理由により、これまでなかなか発展を見なかった。最大の理由は、「変化が困難」というものである。米国では、1970年代に、介入プログラムは再犯率を低下させるのに効果がなかったという研究結果が出され、治療教育の試みは頓挫したかに見えた。また、非行少年・犯罪者への働きかけは、司法、社会福祉、精神医学、心理学、教育学など多岐に渡る分野の学際的領域であると同時に、その対応に関して、日本では公的機関が寡占状態にあるため、統合的な研究が進展しにくかったという事情もあろう。

しかし、米国を始めとする英語圏の国々では、ここ 20 年ほどに、「特定の人々に特定の働きかけをすれば、一定の再犯率低下の効果をあげることができる」という治療効果の評価がなされるようになり、薬物乱用者や、性犯罪者に対して、認知行動療法とケースワークを組み合わせたアプローチが開発されてきている。

日本ではまだ一般的ではないが、本論文は、こうした英語圏の研究および実践を参考に、日本における施設内（刑務所、少年院、少年鑑別所、児童自立支援施設等）および社会内（保護観察、クリニック等の通所）における性暴力者のアセスメントと治療教育の効果的实践方法について論じることを目的としている。

### 2 構成と内容

本論文は、三つの章から成る。第 1 章「性暴力の理解」、第 2 章「性暴力のアセスメント」、第 3 章「性暴力行動の変化に焦点をあてた治療教育」である。以下に各章の内容を要約する。

第 1 章では、まず性犯罪、性非行、性逸脱行動、性依存症の異同について定義し、性を通じての「暴力」としての「性暴力」を本論文のターゲットとすることを述べている。特定の性行動が性暴力であるか否かは、同意、対等性、強要性の有無が基準となる。性暴力は、①性的欲求や衝動にのみよるものではなく、支配や優越、強さの主張といったさまざまな動機から行われること、②衝動的に行われるものではなく、自己の欲求を充足させるため、合目的的に、いわば計画的に行われること、③少年の性暴力行動は、一過的な性の試みとして行われるものではなく、性暴力行動の変化にターゲットを絞った特別な治療教育を行わない限り、何度も繰り返される、非常に習癖性の高い行動である

ことが述べられている。性暴力行動の背景には、生得的および学習による感情—認知—行動の固有の悪循環があり、悪循環を変化させるとともに、その変化を維持する働きかけが必要であることが述べられている。

第2章では、性暴力のアセスメントに関して、①対象者の非自発性、②二重の責任、③秘密保持の限界という一般心理臨床とは異なる留意点について説明した上で、アセスメントの手続きについて詳述している。性暴力のアセスメントにおける面接で留意すべき点として、①面接者が主導権を失うこと、②詳細に調査せずに答えを持っていると思ってしまうこと、③同情してしまうこと、の3点を指摘し、性暴力者によく見られる思考の誤りについて述べている。本章では、本人および保護者との半構造化面接の項目が示され、また本人の申告にのみ頼らず、第三者情報との食い違いの有無を確認した上で、再暴力の危険性をできるだけ客観的に評価することの重要性が強調されている。

第3章では、性暴力の変化に焦点をあてた治療教育の実践方法について、方法が述べられ、事例が2つ記載されている。性暴力者に対する治療教育としては、①加害行為に関する説明責任、再犯防止責任、謝罪・償い責任を負うことを支援する、②被害者への共感を育てる、③自身の性暴力行動の悪循環を知り、再犯防止のための主体的な介入方法を身につける、が大切なポイントとなる。介入は、「変化の段階」に応じたものである必要があり、本人の主体的な変化への動機付けを含むものであることがよい。また、治療教育に携わるものの、性や性暴力に対する態度や価値観を自覚しておくことが、治療教育を阻害する否定的な逆転移を野放しにさせないために必要である。

最後に、ワークブックを用いた性暴力者の少年院内と通所による治療教育事例が2事例報告されている。治療教育は、ワークブックを読んで、性暴力や被害者について学び、宿題をやり、その宿題について話し合うという手順で進められる。初めに、加害者自身のこれまでの人生をとともに振り返り（Life 段階）、その作業を通じて、信頼関係を作り、変化への動機づけを強化していく。その信頼関係と動機づけを基盤に、性暴力行動そのものと性ファンタジー（Crime 段階）、そしてその背景にある認知と感情について探求する。被虐待体験がある場合は、被虐待体験の影響についても学び、被虐待体験が自らの加害行為にどのように影響したのかについて自覚を深め、被害体験に対して、加害行動という不適切な対処をとらない方法を考えていく。被虐待体験について直視することは、当時のつらい気持ちを思い出させることから困難な作業であるが、多くの性暴力加害者は、自身の否定的感情を感じないようにしていることから、他のつらい気持ちも感じられなくなっており、自身の感情が動くようになってくると、被害者のつらい体験も感じられるようになってくるのが期待され、治療教育の重大な転回点となる。そこまできてようやく人も自分も傷つけない新たな生き方に向けて努力を重ねていく覚悟ができるようになる（Hope 段階）と考えられる。

## 論文審査の結果の要旨

本論文は、「性暴力の理解」、「性暴力のアセスメント」、「性暴力行動の変化に焦点をあてた治療教育」の3章から構成されている。

第1章では、まず性犯罪、性非行、性逸脱行動、性依存症の異同について定義し、性を通じての「暴力」としての「性暴力」を本論文のターゲットとすることを述べている。特定の性行動が性暴力であるか否かは、同意、対等性、強要性の有無が基準となる。性暴力は、①性的欲求や衝動にのみよるものではなく、支配や優越、強さの主張といったさまざまな動機から行われること、②衝動的に行われるものではなく、自己の欲求を充足させるため、合目的に、いわば計画的に行われること、③少年の性暴力行動は、一過的な性の試みとして行われるものではなく、性暴力行動の変化にターゲットを絞った特別な治療教育を行わない限り、何度も繰り返される、非常に習癖性の高い行動であることが述べられている。

第2章では、性暴力のアセスメントに関して、①対象者の非自発性、②二重の責任、③秘密保持の限界という一般心理臨床とは異なる留意点について説明した上で、アセスメントの手続きについて詳述している。性暴力のアセスメントにおける面接で留意すべき点として、①面接者が主導権を失うこと、②詳細に調査せずに答えを持っていると思ってしまうこと、③同情してしまうこと、の3点を指摘し、性暴力者によく見られる思考の誤りについて述べている。本章では、本人および保護者との半構造化面接の項目が示され、また本人の申告にのみ頼らず、第三者情報との食い違いの有無を確認した上で、再暴力の危険性をできるだけ客観的に評価することの重要性が強調されている。

第3章では、性暴力の変化に焦点をあてた治療教育の実践方法と、事例が2つ記載されている。性暴力者に対する治療教育としては、①加害行為に関する説明責任、再犯防止責任、謝罪・償い責任を負うことを支援する、②被害者への共感を育てる、③自身の性暴力行動の悪循環を知り、再犯防止のための主体的な介入方法を身につける、が大切なポイントとなる。

本論文は、従来処遇困難で心理臨床の対象外と考えられてきた、性犯罪者や性非行者の行動や心理を「性暴力」という視点からとらえ直し、その変容への介入を「治療教育」とした点で斬新であり、処罰中心の従来の矯正処遇と一線を画するものである。また「性暴力」を認知・行動のゆがみの問題と考え、感情・認知・行動を修正するための、具体的な治療教育プログラムを提唱し、さらに2つの実践事例を報告していることは、心理臨床の論文としても高く評価されるものである。その適用の限界や一般化については、今後の検討が望まれるものの、この領域でのパイオニア的研究としての価値を決して減ずるものではない。従って本論文は博士論文として、十分評価される水準にあるものと考えられる。